

○山口県警察学校射撃場の管理及び使用に関する訓令

平成17年3月17日

本部訓令第4号

山口県警察学校射撃場の管理及び使用に関する訓令を次のように定める。

(趣旨)

第1条 この訓令は、山口県警察学校射撃場（以下「射撃場」という。）の管理及び使用について必要な事項を定めるものとする。

(管理官)

第2条 警察学校に射撃場管理官（以下「管理官」という。）を置く。

2 管理官は、警察学校長をもって充てる。

3 管理官は、射撃場の管理及び使用に関する事務を総括する。

(担任官)

第3条 警察学校に管理担任官（以下「担任官」という。）を置く。

2 担任官は、副校長をもって充てる。

3 担任官は、管理官を補佐し、射撃場の管理に関する事務を処理する。

(管理上の注意事項)

第4条 担任官は、次の各号に定めるところにより、射撃場、附属施設及び備品の維持管理に当たらなければならない。

(1) 整理整頓に努め、訓練環境の整備を行うこと。

(2) 毎月1回以上射撃装置を点検し、故障の防止に努めること。

(3) 故障又は異変を認知したときは、直ちに管理官に報告するとともに、保全のために必要な措置を講ずること。

(4) その他射撃場、附属施設及び備品を最良な状態に維持するための必要な措置を講ずること。

2 担任官は、射撃場、附属施設及び備品の状況を常に明らかにするため、射撃場施設台帳（別記第1号様式）及び備品台帳（別記第2号様式）を備えるものとする。

(立会責任者等)

第5条 射撃場を使用する職員は、その中から立会責任者及び指揮官（以下この条において「立会責任者等」という。）を定めるものとする。

2 立会責任者等は、射撃場の使用に関する事務を処理する。

3 立会責任者等は、射撃場を使用する場合において、管理官の承認を受けなければならない。

(射撃訓練補佐官)

第6条 指揮官は、拳銃の取扱操法に精通した職員の中から射撃訓練補佐官を指定し、訓練の徹底及び事故の防止に係る事務を行わせることができる。

(使用上の遵守事項)

第7条 指揮官は、射撃場を使用する職員に対し、警察官等拳銃使用及び取扱い規範（昭和37年国家公安委員会規則第7号）、山口県警察における拳銃の使用及び取扱いに関する訓令（平成27年山口県警察本部訓令第26号）及び山口県警察拳銃訓練要綱（平成17年3月16日付け山口警教第97号）のほか、次の各号に掲げる事項を遵守させるものとする。

- (1) 訓練に当たっては、あらかじめ射撃場の異常の有無を点検すること。
- (2) 訓練中であることを表示するとともに、事故が発生しないように細心の注意を払うこと。
- (3) 訓練終了後は、射撃場内外の整備及び清掃を行うこと。

2 指揮官は、訓練終了後は、射撃場使用簿（別記第3号様式）に必要事項を記載の上、担任官に提出しなければならない。